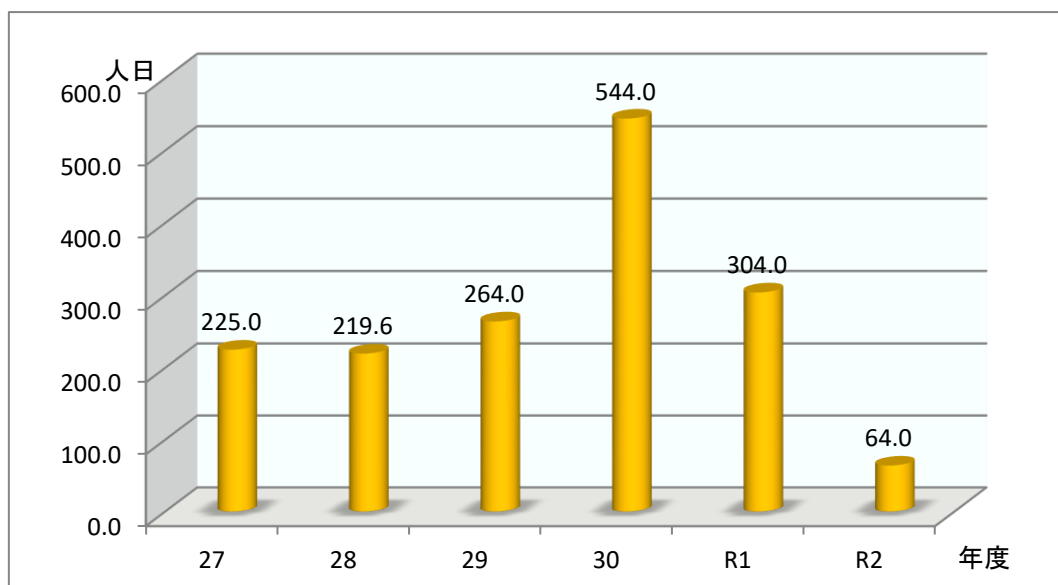


46 その他医療専門職学生の受入実習学生数(自大学以外の養成教育機関から)

解説

自大学以外の養成教育機関から実習を受け入れるためには指導力のある大学病院である必要があります。学生実習に関する教育体制が整っていることを表わします。
単に受け入れ人数とはせず、人数×日数として、教育に費やした延べ時間を評価します。

実績



自己点検評価

令和1年までは、多少の増減が見られる程度であったが、実習に来る学生は他県の大学・専門学校に在籍するケースが多く、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のための実習の自粛や、他県からの受け入れが制限されるケースが多く、実習生の受け入れ数が少なかったと考えられます。

定義

対象年度1年間の自大学以外の養成教育機関からの実習学生延べ人日(人数×日数)。一日体験実習は除きます。その他医療専門職とは看護職員、薬剤師以外で国家資格の医療専門職を指します。

算式

人日